

# 箱根町エイジフレンドリーシティ行動計画

第9期箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）をエイジフレンドリーシティ行動計画に位置付ける



令和6年3月

箱根町

## 4 エイジフレンドリーシティの取組

エイジフレンドリーシティとは

世界保健機関（WHO）が世界的に進行している高齢化と都市化を踏まえて立ち上げた、高齢者に優しい都市づくりを推進するプロジェクトです。

地域づくりに積極的に取り組む自治体等による国際的なネットワークが構築されており、本町は平成29年からネットワークへの参加を通じて連携と情報共有を図っています。

本町では、本計画の基本理念に合わせ、長寿社会の姿「高齢者が元気で安心して暮らし、いきいきと活動できる社会」を実現するために、エイジフレンドリーシティ行動計画を展開しています。

なお、取組にあたっては、本計画に合わせ、効果的・計画的に推進していくこととしています。

### 1 エイジフレンドリーシティのトピックに基づく取組事項

本計画内で示されている高齢者の状況及び取組を進める上での基本理念を踏まえ、今後、本計画に合わせた令和6年から令和8年の3年間において、世界保健機関（WHO）が提唱する8つのトピックに基づき、次の事項を推進していきます。

#### （1）屋外スペースと建物

高齢者向けの保健福祉施設について適切な利用を促進するほか、安心して暮らせる環境づくりの役割として、老人福祉センターやまなみ荘や総合保健福祉センター「さくら館」を活用し、保健・医療・福祉の総合的なサービスを展開します。

誰もが安心して活動できるよう外出しやすい環境づくり、利用しやすい公共施設の整備を推進しています。

#### （2）交通機関

本町は、山岳地形で、各地域間の移動に時間がかかるため、高齢者の移動手段の確保を図ることとともに、高齢者が活動しやすいまちづくりが大きな課題となっています。そこで、既存の公共交通機関までの移動支援サービスの創設に向けた検討を行い、関係機関と連携し、自動車運転者などへの交通安全教育、指導を実施するとともに、運転免許証自主返納について広報を行っていきます。

また、高齢者の外出支援として実施しているバス代の助成制度の優遇措置を継続していきます。

#### （3）住居

高齢者にとっての住宅は自立した生活の基盤であり、福祉用具と併せ高齢者の日常生活行動の観点から総合的なサービスの提供を図ることが必要です。

そこで、介護保険による住宅改修を推進するため、事前にサービス利用者へのアドバイス、利用者と事業者との調整などを図ります。

また、保健・福祉及び事業者団体との連携を強化し、住宅改修相談サービスを充実させるとともに、改修後の確認体制の強化を図ります。加えて、ケアマネジャーと連携した相談・指導体制の整備に努めます。

#### (4) 社会参加

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、老人福祉センターやまなみ荘や公民館等において趣味などの活動機会や各種のサービスを提供するとともに、社会適応が困難な高齢者に対しても訪問などによる指導、支援を行っていきます。

また、生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者の活動に関する情報提供や相談、趣味やレクリエーション活動の機会等を充実させるとともに、介護予防・生活支援の観点から生きがい対策事業を積極的に推進します。

#### (5) 尊敬と社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）

75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者を地域で支援していくほか、虐待の防止を図るなど、高齢者の権利を擁護していきます。

認知症に対する支援としては、地域包括支援センター、専門医、認知症地域支援員等と連携し、認知症の方の初期対応の充実に努めるとともに、認知症に関する相談や精神保健相談などの充実を図ります。

また、認知症高齢者をはじめ、すべての高齢者の人権が尊重され擁護されるよう、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの要となる中核機関において、成年後見制度をはじめとした権利擁護や人権尊重の施策を講じていきます。

加えて、高齢者に対する虐待には、自治会や民生委員・児童委員などの協力を得ながら、地域包括支援センターを中心に高齢者の虐待防止及び早期発見・対応に努めます。

#### (6) 住民参加と雇用

就労を通じた高齢者の社会参加を支援するため、シルバー人材センターの体制を充実させ、新会員の加入促進、受注の拡大などに努めます。また、シルバー人材センター等の活用により、高齢者の活躍の場を増やしていきます。

#### (7) コミュニケーションと情報

高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を安心して営めるように支援する体制を整備するとともに、在宅生活が継続できるよう必要な生活支援サービスを充実させます。

また、地域のあらゆる住民が支えあいながら、自分らしく活躍できるコミュニティの維持・向上を図り、すべての町民が地域でいきいきと安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

#### (8) 地域社会の支援と保健サービス

高齢者が住み慣れた地域で、要支援・要介護状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能とすることを目的とし、地域における包括的な相談や支援体制を推進していきます。

地域包括支援センターを中心に、高齢者一人ひとりの心身の状態や要支援・要介護認定の度合いによって、高齢者のニーズや生活支援を中心に「地域支援事業」などさまざまな事業を実施していきます。